くらよし観光専用クーポン

「配布飲食店」「利用可能店舗・施設」 募集要領のご案内

このたび倉吉市が発行する「くらよし観光専用クーポン券」の配布飲食店、利用可能店舗・施設を募集致します。

【発行】倉吉市

【受託事業者(お問合せ・登録申込先)】 一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会事務局

〒682-0821 鳥取県倉吉市魚町 2568-1(赤瓦十号館内) 営業時間 8:30~17:15

電話 0858-24-5371 FAX 0858-24-5015 E-mail shirakabe.information@gmail.com

1. 「くらよし観光専用クーポン券」発行の目的

新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、県外からの観光客等が大幅に減少し経済的な影響を受けた市内の観光産業への経済対策を目的とし、「くらよし観光専用クーポン」(以下、「クーポン券」といいます)を発行し、市民・県民の消費喚起、観光客等の誘客、及び各店舗・施設の支援を図ります。

2. 「くらよし観光専用クーポン券」の概要について

名称	くらよし観光専用クーポン券		
発行枚数	50,000 枚 ① 「配布飲食店」にて飲食利用者へ 40,000 枚		
der	②「配布宿泊施設」にて倉吉市宿泊割引利用の宿泊者へ 10,000 枚(5,000 泊分)		
額面	1枚 500 円		
	① 配布飲食店 人数に関わらず一会計あたりの飲食合計額「2,000円(税込)ごとにクーポン券1枚(500円)」を 配布(複数人で同時に飲食し個別会計する場合、各会計額の合算可。)		
利用者への	② 配布宿泊施設		
配布条件	「倉吉市宿泊割引」利用者に、1 泊ごとにクーポン券 1,000 円分 (500 円×2 枚)を配布		
	※配布飲食店、配布宿泊施設のクーポン配布枚数には限りがあり、予定枚数に達し次第、予告なく配布終了となります。		
	※①「配布飲食店」への登録条件、責務については、4 ページをご確認ください。		
利用方法	 利用者は、「配布飲食店」又は「配布宿泊施設」で受け取った「クーポン券」を、「利用可能店舗・施設」で金券として利用できる。 500円(税込)ごとのご利用につき、500円券1枚を利用可(=おつりも出ない)。 クーポン券は、飲食代金、宿泊料金への支払いには使用不可。 GoToトラベル地域共通クーポン、他の地方自治体発行クーポン等金券と併用可。 現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等には使用不可。 		
	※「利用可能店舗・施設」への登録条件、責務等は、5ページ以降をご確認ください。		
クーポン形態	①配布飲食店、②配布宿泊施設ともに、 ナンバリング、複製防止の加工、サイズ 1,580mm×700mm (①②ともにサイズ共通) 但し、①配布飲食店、②配布宿泊施設では 各クーポンの色が異なる。		
事業期間	配布期間 令和3年6月1日(火)~令和3年9月30日(木) 利用期間 令和3年6月1日(火)~令和3年10月1日(金)		
当協会から 配布店への 送付数	①配布飲食店へのクーポン事前送付数は、登録店舗の一次募集後に決定し、一定枚数を各店舗へ(本社事業者宛ではなく)、取り扱いマニュアル、掲示物等とともに、5 月下旬を目途に郵送いたします。 ※クーポンの在庫が僅少となった場合、追加で郵送いたします。在庫切れにならないよう、余裕をもって発注ください。なお配布予定枚数に達した場合、追加発注のご希望に添えない場合がございます。		

参画店 負担金 無し

但し、クーポン券の「利用可能店舗・施設」の登録には、倉吉観光 MICE 協会会員が条件となりますので、非会員の店舗・施設様はご入会のうえ、協会費が必要となります。

3. 観光専用クーポン券の取扱いについて

- (1) クーポン券は、登録を完了した「利用可能店舗・施設」での取引においてのみ使用が可能です。
- (2) 500 円(税込)ごとのご利用につき、500 円券 1 枚が使えます。(=おつりも支払いません)。
- (3) クーポン券は次の用途には使用出来ません。
 - ・飲食代金、宿泊料金への支払い。
 - ・現金との交換、金券やプリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等。
 - ・クーポン券を単に現金化すること及びこれに類する行為。観光専用クーポン券を担保に供し、または質入れすること。
 - ・換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る 支払い。
 - ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。
 - ・発行者が観光専用クーポン券の使用に相応しくないと判断したもの。
- (4) 国の「GoTo トラベル」事業の地域共通クーポン、他の地方自治体発行クーポン等、金券の支払とは併用できます。
- (5) クーポン券による支払いの場合、不足分は現金又はキャッシュレス決済にて受け取り下さい。
- (6) クーポン券の盗難・紛失、換金期限切れ等による損失に対して発行者は責任を負いません。 クーポン券の盗難・紛失については損害賠償が発生する場合がございます。
- (7) 上記禁止行為、使用対象にならないものによるクーポン券の使用、又は利用者への不正配布が発覚したときは、 損害賠償、登録の抹消、換金の拒否、その他処分を行う場合が御座います。

4. 「配布飲食店」 について (市内飲食店様へ)

A)「配布飲食店」の登録条件について

配布飲食店の応募資格は、登録申込書の提出時点において次の要件を全て満たし承諾している事を条件とします。

- (1)「とっとり GoTo イート」キャンペーン加盟店のうち、倉吉市内にある飲食店
- (2) クーポン券の「配布飲食店」に登録希望で「GoTo イート」に未登録の場合は、「GoTo イート」への登録期限である令和3年5月31日までに、当キャンペーン事務局宛に登録手続きを速やかに行うこと。
 - ➤ とっとり GoTo イートキャンペーン 加盟飲食店登録手順、及び登録資格については、 下記 URL より御確認いただけます。(右の QR コードからもアクセスいただけます。) https://tottori-gotoeat.jp/registration2021/

【コールセンター(加盟店様用)】 TEL 0570-001-263

【受付時間】月曜日~金曜日 9:30~17:00



- ➤ GoToイート事業に関するお問い合わせは「GoToイート」キャンペーン事務局へ、直接御確認いただきますようお願いいたします。
- (3) クーポン券の「配布飲食店」として登録された飲食店は、「利用可能施設・店舗」には登録できません。 二重登録は不可となります。

B) 「配布飲食店」の責務について

配布飲食店は、次に掲げる事項を遵守しご承諾のうえ、当事業へのご参画をお願いいたします。

- (1) 「GoTo イート」事業が倉吉市の当キャンペーンより先行終了した場合、倉吉観光 MICE 協会ホームページにおいて、クーポンの「配布飲食店」として当該店舗で配布される旨の広報を継続しますので、各店へ配布されたクーポン券がなくなるまで、規定の配布条件に基づきクーポン券の配布を継続してください。
 - (※配布条件は、上記2.「観光専用クーポン」の概要について>「利用者への配布条件」をご参照)
- (2) 配布飲食店であることが飲食利用者に対して明確になるよう、別途配布する「配布飲食店」明示広報物(ステッカー)を見えやすい場所に掲示して下さい。
- (3) 5月下旬にクーポン券を各店へ直接送付いたします。クーポン受領後、クーポン「表面」の押印欄に配布飲食 印を必ず押印して下さい。(押印無きクーポン券は、無効となりますのでご注意ください。)
- (4) クーポン券の配布終了した際、必ず、当協会へ配布終了のご連絡をお願いいたします。
- (5) クーポン券配布にともなう手数料のお支払いはございません。
- (6) 倉吉市の要請により観光専用クーポン券事業の成果等に関するアンケートをお願いする場合が御座います。
- (7) 「GoTo イート」事業終了後においても、「とっとり GoTo イート」加盟登録資格の条件を継続して守り、新型コロナウイルス感染症の感染防止に継続して努めて下さい。
- (8) 当クーポン券配布の事業終了後、万一、未配布のクーポン券が店舗に残った場合、クーポン券未配布分を当協会事務局までご返却いただきます。
- (9) 万一、当クーポン券の不正配布が発覚した場合、当該店舗の登録を取り消し、配布したクーポン券を回収させていただきます。
 - →「配布飲食店」のご登録申込については、7ページの
 - 6. 「配布飲食店」「利用可能店舗・施設」への登録申込方法を御確認下さい。

5.「利用可能店舗・施設」について (飲食業を除く、市内観光事業者様へ)

A) 「利用可能店舗・施設」の登録条件について

利用可能店舗・施設の応募資格は、登録申込書の提出時点において、次の要件を全て満たし、承諾している事を条件とします。

- (1) 倉吉市内で固定施設を備え、観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス業を営み、鳥取県内に本社・本店を置く事業者
 - ※事業内容及び提供されるサービス等を確認のうえ、登録の判断をさせていただきます。
 - ※タクシー事業者は、法令に則り一般乗用旅客自動車運送事業許可を取得、運転代行サービス事業者は、 鳥取県公安委員会の自動車運転代行業者の認定を受けていること。

(2) (一社) 倉吉観光 MICE 協会の会員であること

※非会員の事業者は、この機会に入会のご検討をお願いいたします。ご入会資料は別紙にてご案内いたします。当協会の「定款」は以下 URL(又は右の QR コード)からご確認いただけます。 https://www.kurayoshi-kankou.jp/member/



- (3)「利用可能店舗・施設」として登録された店舗施設は、「配布飲食店」には登録できません。二重登録は不可となります。
- (4) 鳥取県や各業界ガイドラインを基に新型コロナウィルス感染予防対策に取り組むこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業(同条第1項第1号から3号を除く。)を行っていない者
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者
- (7) 役員等(法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団員」といいます。)である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者
- (8) 暴力団員を雇用していない者
- (9) 暴力団又は暴力団員を問題解決の為に利用していない者
- (10)役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしていない者
- (11)暴力団又は暴力団員であること若しくは(5)から(10)までに掲げる行為を行う者と知りながら、その者に飲食の製造、仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者

B) 「利用可能店舗・施設」の責務について

利用可能店舗・施設は次に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 利用可能店舗・施設であることが観光専用クーポン券使用者に対して明確になるよう、別途配布する参画明示 広報物(利用可能店舗・施設用ステッカー)を分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 使用者が持ち込んだ観光専用クーポン券について明らかに偽造・模造されたと判別出来る場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに(一社)倉吉観光 MICE 協会事務局へ報告して下さい。但し、こうした観光専用クーポン券を受領した場合、利用可能店舗・施設の責務と致します。
- (3) 観光専用クーポン券を受領した際は、「裏面」の押印枠に利用可能店舗・施設が特定できる印章(ゴム印等)を押印し、再使用防止措置を講じて下さい。また、すでに利用可能店舗・施設の印章が押印された観光専用クーポン券の利用があった場合は受領を拒否して下さい。
- (4) 倉吉市の要請により観光専用クーポン券事業の成果等に関するアンケートをお願いする場合が御座います。
- (5) 3つの「密」を避け、「5つの場面」にご注意頂くなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めて下さい。

C) 使用済観光専用クーポン券の換金方法

換金方法は下記表のとおりです。

火 並ガ石は1月によりこわりです。			
換金期間	令和3年6月7日(月)~令和3年 10月11日(月)17:00 必着		
	※令和3年10月11日までに受付されなかったクーポン券は換金出来ません。ご注意下さい。		
換金受付	【場所】倉吉白壁土蔵群観光案内所 (倉吉観光 MICE 協会事務局と同建物)		
場所等	【時間】8:30~17:00(無休)		
換金方法 支払時期	・振込精算のみとし、現金精算は一切行いません。		
	振込対象銀行:鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫のみ		
	登録申込時に、指定振込口座を参画申請書兼誓約書へご記入下さい。		
	・換金受付日(郵送の場合は郵便到着日)から起算して土日祝を除く7営業日以内に		
	倉吉観光 MICE 協会 (シャ)クラョシカンコウマイスキョウカイ) より指定口座にお振り込み		
	換金受付に来られる際、下記の提出書類を持参または郵送下さい。		
	・換金伝票(協会ホームページよりダウンロード可/観光案内所窓口にもご準備いたします)。		
	・使用済みクーポン券		
格 久吐の	▶ 使用済すべてのクーポン券「裏面」に店舗スタンプを押印ください。		
換金時の	▶ 2 種類のクーポン券を色ごとに分けて集計してください。		
提出書類	①飲食店配布分、②宿泊施設配布分では、色が異なります。(サイズは同じ)		
	▶ 10 枚以上ある場合は 10 枚単位でホッチキス留め願います。		
	▶ 複数店舗ある事業者は、振込口座が同一の場合、合算して集計可。		
	(但し、クーポン券 2 種を色別に分けて集計してください。)		

※換金請求に関する詳細は、ステッカー等の郵送時に改めてお知らせいたします。

6. 「配布飲食店」「利用可能店舗・施設」への登録申込方法

(1) 配布飲食店、利用可能店舗・施設として登録申込を希望される場合は、参画申請書兼誓約書に必要事項をご 記入のうえ、ご持参頂くか、FAX 又は郵送にてお送り下さい。

※参画申請書兼誓約書は倉吉観光 MICE 協会ホームページ

「倉吉観光情報(https://www.kurayoshi-kankou.jp/)」からもダウンロードが可能です。

▶ ご持参・郵送で申込の場合

(一社) 倉吉観光 MICE 協会事務局 (倉吉白壁土蔵群観光案内所と同建物です) 〒682-0821 倉吉市魚町 2568-1 【対応時間】8:30~17:15 (無休)

- ➤ FAX で申込の場合 FAX 0858-24-5015
- ➤ Web からのお申し込みも可能です。 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeKLac-TWmCKz9O0K_kl3hwjs-vX26cmjjW5YozPvzlu1kI_Q/viewform



(2) 募集期間

募集開始	令和3年4月最終週	
募集締切 (一次)	令和3年5月13日(木)	※一次募集締切迄にお申込の「配布飲食店」「利用 可能店舗・施設」名を、5月28日の日本海新聞折 込チラシに掲載致します。
募集締切	【配布飲食店】 同年 5 月 31 日(月) 【利用可能店舗·施設】同年 9 月 30 日(木)	一次募集締切後にお申込の各店名は当協会ホームページに掲載します。

- (3) 参画の承認は、上記「倉吉観光情報」ホームページ、新聞折込チラシへの掲載、及び参画店舗・施設明示広告物(参画店舗用ステッカー等)の発送(5月下旬に順次)によりお知らせします。
- (4) 倉吉市内にて複数店舗を営業する事業者は、各店舗単位ではなく事業者(本店・本社)が複数店舗申込書に必要事項を記載のうえお申し込み下さい。

7. 参画店舗・施設の承認取消し

本募集要領に違反する行為が認められたり、お申し込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合、換金拒否や 参画の承認を取り消すことがあります。またこれにより損害金が生じた場合は当該店舗・施設に対して損害請求をす る場合があります。

8. その他

- (1) 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上、決定します。
- (2) お申し込み時にご記入頂いた参画店舗・施設情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、参画店舗・施設情報の一部(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)について事業周知のため、(一社)倉吉観光 MICE 協会ホームページや SNS、告知チラシで広報に使用いたします。